

# 千葉県障害者権利条例視察報告書 2013.8.8

報告作成 茨城に障害のある人の権利条例をつくる会 生井祐介

場 所 千葉県庁内会議室

説明者 千葉県健康福祉部障害福祉課障害者権利擁護推進室 山之内室長 石塚氏

## 千葉県での障害者権利条例制定の経緯と今後の課題について

### ◆条例制定までの経緯◆

堂本前知事が行った健康福祉千葉方式のなかで、県民によるタウンミーティングを重ね、県民から提案された。条例づくりは障害のもつ人の思いを出発点として、まず、差別と思われる事例の募集からはじまった。

### ◆千葉県の障害者差別禁止条例の特徴◆

- 全国初の障害者差別禁止条例である。
- 何が差別に当たるか具体的に定める。

何が差別に当たるかを具体的に定めるために、福祉、医療、商品サービス提供、労働、教育、建物公共交通、不動産取引、情報提供の8分野における障害を理由とした「不利益取り扱い」「合理的な配慮に基づく措置」をすることを差別とした。



障害者権利擁護推進室 山之内室長

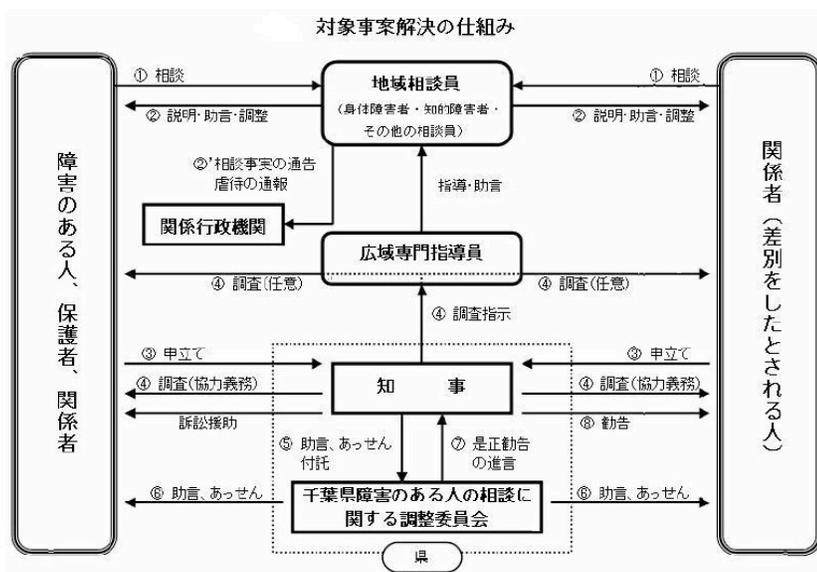
- 差別の解消のための3つの仕組みを設ける。

#### 1 個別事案解決の仕組み(右図)

(1)相談受付・内容の把握(地域相談員及び広域専門指導員)→(2)双方から事情を確認→(3)双方に対し助言・調整→(4)合意 合意が困難な場合、調整委員会\*へ申立

\*調整委員会 知事の附属機関  
委員 20名(障害のある人8人[当事者3人、家族等5人]県議会議員3人、知識経験有する者9人)

現在までに、調整委員会で、助言、斡旋をした事案はない。



## 2 誰もが暮らしやすい社会づくりを議論する仕組み

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」を設置。推進会議は、障害当事者や支援者のほか、福祉サービス、医療、教育、雇用、公共交通、不動産取引、情報提供等の事業者など、各界の代表者 33 名で構成している。推進会議で定めた 13 の課題について話合っている。

## 3 障害のある人にやさしい取組みを応援する仕組み

県内から障害のある人にやさしい取組みを公募し、優れた取組を選考し、知事の激励訪問、認定書授与、ホームページでの紹介をしている。

障害のある人にやさしい取組みを普及させることにより、障害のある人に対する県民の理解の輪を広げ、障害のある人の社会参加を促進する。

●罰則はなく話し合いでの解決を通じて障害への理解を促す。

## ◆今後の課題◆

県民のなかにも、まだ、障害のある人への理解がまだ、不足している。広域専門指導員が、学校、企業をまわり、広報活動をしているが、まだ、認知度が低い。虐待防止法ができたので、権利擁護センターをつくった。条例の相談と虐待の相談を同じ窓口としている。これからも、きちんとした対応をして行きたい。

差別解消法ができて、平成 28 年から施行されるが、解消法では新たな相談支援機関はつくらないとしている。千葉県では、いまの条例の相談の仕組みをそのまま使用し、さらに充実させようと思っている。

## ◆質疑応答◆

### Q1 千葉県での条例に関わる予算はいくらか？

A 5 千万円。主に広域専門相談員の人件費、（地域相談員は、基本はボランティア。活動した時のみ交通費を支払う。）

### Q2 相談員の何人体制で行っているのか？

A 身体、知的が合わせて 400 人、精神の相談員が 100 人。残り 100 人が、人権擁護 40 人、不動産業界等各分野で 10 人くらいずつ。推薦の方法は、身体、知的は市町村に委嘱している人を。その他の分野は、各団体（不動産、精神の家族会、宅建業界、司法書士会）から推薦をしてもらっている。

広域専門指導員は、16 名。千葉県の障害保健福祉県内 16 カ所に一カ所一人ずつ置いた。地域相談員には、もう少し関わりを持ってほしいと思っているが、相談には、主に広域専門指導員が中心にあたっている現状がある。

### **Q3 広域専門指導員は、どういった人が担っているのか？**

A 広域専門指導員は、県が雇用している。地域の市町村長から、推薦をしてもらい、調整委員会で図り、公平、中立の立場で調整をしてもらっている。

県議会からは、広域専門指導員は公平、中立な立場であることが求められている。

県では中核地域生活支援センターがある。はじめは、ここを相談窓口として使おうと考えていたが、県議会から公平、中立の立場を求められたので、嘱託という形で、広域専門指導員を雇い入れている。

### **Q4 茨城では、相談の仕組みをどうするのが重要だと思うが、どういう形がベストだと思うか？**

A 千葉の方式がベストだとは思っていない。中立性、公平性は保てていると思うが、専門性をどれだけ確保できているかに関しては疑問がある。広域専門指導員は、県の研修である程度知識等は提供しているが、どれだけ専門性が身に付いているかは、疑問が残る。はじめは、中核地域生活支援センターで相談を受けようと思っていた。そこでならば、専門性、ワンストップ性は確保できたと思う。ただ、公平、中立性を考えると、それぞれにメリット、デメリットがある。理想的には、県が責任をもってやるのであれば、専門職を雇うなり、職員を専門的に勉強させるなりすれば良い。しかし、現在ではそこまでには、至っていない。

### **Q5 千葉で障害者差別禁止条例ができた理由は？**

A 平成 18 年当時 国連の障害者権利条約が締結されたのもその年で、千葉県内でも障害者団体の動きが活発だった。そこへ、堂本知事が当選し、当事者の親として野沢和弘さんもいて、県内の障害者団体もこの知事ならば、なにかやってくれるのではないかという気運が高まり一気に動いた。あのタイミングでしかこの条例はできなかったのではないかと思う。

### **Q6 条例ができて、障害を持った人が生きやすくなったか？**

A 少なくとも「条例があるじゃないか。」と言えるようになった。

なんでも相談を聞いてくれる人がいるのは大きい。何かあった時に、「条例がありますよね。」と自分も言えるし、後ろから相談員なりが、一緒に行ってくれると思えることは、心強い。なにかあれば、あそこ（相談員）に行けばなんでも聞いてくれる。役所だと、どうゆう用事かと聞かれるが、条例窓口（相談員）はなにかありますか？と聞いてくれる。（なんの用事ですか？とは聞かない）役所では、担当窓口が違えば他へ回されるが、条例窓口はそういうことはしない。そこに行けば、とりあえず話を聞いてくれる。

以上